官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件（総務二〇五）　一
○電波法第百条第二項等に規定する電波の監視を行う場所に関する件（同二〇六）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　三
会社その他
会社決算公告　四